



## 保険適用 料金表

### ▼初診料・再診料

初診料：860円（初診時のみ）

再診料：390円（2回目受診以降、受診ごと）

### ▼一般不妊治療（タイミング療法・人工授精）

一般不妊治療管理料：750円（3ヶ月に1回）

ホルモン検査：約2,400円

排卵誘発剤（内服）：660円～1,030円

卵管造影検査：6,790円～12,120円

人工授精：5,460円

子宮鏡検査：2,710円

超音波検査（1周期に3回程度）1,430円～1,590円

卵胞計測（尿・頸管粘液検査）：560円～660円

### ▼生殖補助医療（体外受精・顕微授精・胚移植）

生殖補助医療管理料Ⅰ 900円（体外受精周期ごと）

ホルモン検査 約4,000円

排卵誘発剤（内服薬/注射薬）約10,000～30,000円

抗ミュラー管ホルモン検査：1,800円

超音波検査（1周期に3回程度）1,430円～1,590円

採卵 基本料+個数に応じて加算	培養
基本料：9,600円（採卵数が0個でも発生）	受精～初期胚まで
1個：9,600円+7,200円=16,800円	1個：13,500円
2個～5個：9,600円+10,800円=20,400円	2個～5個：18,000円
6個～9個：9,600円+16,500円=26,100円	6個～9個：25,200円
10個～：9,600円+21,600円=31,200円	10個～：31,500円
体外受精・顕微授精	胚盤胞まで培養した場合、上記に
体外受精：12,600円（個数に関わらず）	1個：+4,500円
顕微授精：個数で金額が異なります	2個～5個：+6,000円
1個：14,400円	6個～9個：+7,500円
2個～5個：20,400円	10個～：+9,000円
6個～9個：30,000円	が加算されます。（胚盤胞の作成を目的に培養した数）
10個～：38,400円	受精卵凍結
※体外受精と顕微授精を併用した場合、体外受精料の半額+個数に応じて顕微授精料の合計額となります。	受精卵凍結保存料
※受精に際し卵子の活性化処理を行った場合3,000円加算されます。	1個：15,000円
※受精に際しTESE精子を使用の場合初回のみ15,000円加算されます。	2個～5個：21,000円
胚移植・凍結胚移植	6個～9個：30,600円
新鮮胚移植：22,500円	10個～：39,000円
凍結胚移植：36,000円	受精卵凍結保存維持管理料
※移植時にアシステッドハッチングを行った場合3,000円加算されます。	10,500円（個数に関わらず）
※移植時に高濃度ヒアルロン酸含有培養液を使用して前処置を行った場合3,000円加算されます。	※保存期限日を1日でも過ぎると維持管理料が必要になります。凍結日より1年後以降に年に1回発生、凍結日より3年が限度となります。
	※保険で更新するには条件があります。条件の内容は当院のホームページでご確認ください。

## 先進医療(自費診療)

タイムラプス：30,000 円

※カメラを内蔵している培養器で胚を培養することで観察するために胚を外に取り出す必要がないため胚へのダメージがありません。ほぼ全症例で実施しております。

Zymot 法(膜構造を用いた生理学的精子選択術)：25,000 円

※通常は良好な精子を回収するために遠心分離をしますが、専用のデバイスを使用して処理をすることで、精子に与えるダメージを軽減し、胚盤胞到達率等を高める方法です。

SEET 法：22,000 円

※採卵した卵を培養する際に使用した培養液を、一旦凍結保存しておき、胚移植の前に子宮内腔へ注入して胚の着床を改善させる方法です。SEET 法を実施するためには、胚の凍結保存時に培養液も一緒に凍結保存する必要があります。

TRIO 検査：166,000 円

※子宮内腔に関する 3 つの検査の総称です。ERA (着床に最適な時期)、EMMA (子宮内腔の健康状態)、ARICE (子宮内腔の炎症状態) を一度の検体採取で行います。

- ・お支払いは原則当日、都度払いとなっております。
  - ・卵巣刺激開始時(体外受精をする周期の月経 3 日目)までに、下記の書類一式の提出をお願いいたします
    - ① 体外受精・胚移植に関する同意書
    - ② 受精卵凍結に関する同意書及び依頼書
    - ③ 麻酔問診票
    - ④ 顕微授精の同意書(顕微授精予定の方のみ)
    - ⑤ 住民票・戸籍謄本・戸籍抄本のいずれか一つ (※発行から 3 ヶ月以内のもの)  
(住民票はご夫婦両名のお名前・続柄が必ず記載されているもの)
    - ⑥ 婚姻に関する誓約書 (事実婚、入籍されていない方のみ)
- ※ 書類は必ずご本人様に署名していただき、印鑑も別のものでご使用ください。
- ※ ⑤の書類はご夫婦であることを確認させて戴く目的でお持ち頂きます。  
お預かり後は厳重に管理致します。

生殖補助医療(体外受精や顕微授精)の保険適応の年齢・回数の要件

“初回の体外受精を何歳で始めたか“で回数の上限が決まります

- ・初回の体外受精治療を 40 歳未満で開始した場合⇒通算で胚移植を 6 回まで
- ・初回の体外受精治療を 40 歳以上 43 歳未満で開始した場合⇒通算で胚移植を 3 回まで

※出産すると回数はリセットされます。